

指定学校の変更手続について（ご案内）

神戸市教育委員会

神戸市では、住所ごとに就学すべき小・中学校（指定学校）が決まっています。

住所とは「実際に生活しているところ」ですので、実際に生活していないところに住民登録をして入学（「越境入学」）することはできません。

なお、相当な理由がある場合には、指定学校以外の学校への就学が認められる場合があります（別表「指定学校の変更が認められる場合」を参照）。

ただし、通学に支障がある場合は認められません。また、学校施設の状況により希望校での受け入れができない場合があります。

1. 指定学校変更手続の概要

- ① 指定学校の変更事由に該当し（別表を参照）、指定学校の変更を希望する場合、あらかじめ指定学校の校長及び希望学校の校長の両方に対して、指定学校の変更について相談してください。
- ② 住民登録のある区役所・支所の市民課で、「就学関係届」（用紙）を受領し、必要事項を記入してください。
- ③ ②の「就学関係届」（用紙）に必要書類を添付のうえ、指定学校及び希望学校に提出し、両方の校長の承諾（承認印）を受けてください。
- ④ ③の承諾を受けた「就学関係届」（用紙）と必要書類を、住民登録のある区役所・支所の市民課に提出し、指定学校変更の手続を行ってください。

2. 指定学校変更手続の受付期間

- (1) 翌年度4月に新小学1年生または新中学1年生となる児童

新小学1年生は入学前年の10月下旬から12月の間に、

新中学1年生は入学前年の11月から12月の間に、それぞれ手続を行ってください。

ただし、転居に伴う場合等やむを得ない場合は、当年1月以降でも手続ができます。

- (2) 現在小学生または中学生の児童生徒

随時手続ができます。

3. 問い合わせ先

神戸市総合コールセンター TEL 333-3330

東灘区役所市民課 TEL 841-4131

灘区役所市民課 TEL 843-7001

中央区役所市民課 TEL 232-4411

兵庫区役所市民課 TEL 511-2111

北区役所市民課 TEL 593-1111

長田区役所市民課 TEL 579-2311

須磨区役所市民課 TEL 731-4341

北須磨支所市民課 TEL 793-1212

垂水区役所市民課 TEL 708-5151

西区役所市民課 TEL 929-0001

教育委員会事務局学校経営支援課学事計画係 TEL 322-5763

神戸市ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/>

【別表】 指定学校の変更が認められる場合

(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則 別表第2 平成30年4月1日改正)

指定学校の変更事由	期間	必要書類
1 障害、病気その他の身体的理由		
(1) 児童生徒が、障害、病気その他の身体的理由により指定学校への就学が困難と認められる場合	卒業までの必要と認める期間	医師の診断書等
(2) 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合	入級期間中	障害を証する書類等
2 転居に伴う理由		
(1) 1年以内に転居が確実な児童生徒が、当該学年当初から転居予定地の指定学校へ就学を希望する場合	当該学年中の転居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(2) 次の事由により従前の学校への就学を引き続き希望する場合		
ア. 転居のため他の校区に移った場合	卒業までの必要と認める期間	
イ. 新築・増改築等により一時的(原則1年以内)に他の校区に移った場合	新築・増改築等にかかる家屋への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
ウ. 住宅購入にかかる融資手続きの事情で児童生徒の住所と実際の居住地が一致しなくなった場合	購入にかかる住宅への入居の日まで	建築確認書・売買契約書・賃貸借契約書等の写し
(3) 公共事業に協力して転居する場合	卒業までの必要と認める期間	公共工事主体からの依頼書等
3 校区の変更等に伴う理由		
(1) 住居表示の変更その他の校区の変更があった住所地の児童生徒が、従前の学校への就学を引き続き希望する場合	卒業まで	
(2) 校区の調整を要する住所地のうち、当分の間、指定学校の変更を認めることが適当であると教育長が指定した地区	卒業までの必要と認める期間	
4 家庭の事情による理由		
(1) 3年生以下の児童が、登校前又は下校後に指定学校の区域内に監督者がおらず、他の校区内では十分な保護監督を受けうる場合 (例) 自営で店舗の所在地の小学校に就学する場合	小学校3年生まで	理由を証する書類
(2) 前記(1)により指定学校が変更されている児童が、引き続き指定学校の変更を受けようとする場合	卒業までの必要と認める期間	

指定学校の変更事由	期間	必要書類
(3) 指定学校が変更されている児童生徒の他の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合 (受け入れ時に同時在学の場合に限る)	卒業まで	
5 通学の利便性による理由		
次の事由により隣接学校（原則として、住所地に最も近い学校とする。ただし、小学校は同じ中学校区内の学校に限る）への就学を希望する場合		
ア. 指定学校までの通学距離が、小学校で片道2 km以上、中学校で片道3 km以上で、指定学校より隣接学校への通学の負担が少ない場合	卒業まで	
イ. 住所地から指定学校への通学にバスその他の公共交通機関の利用が認められている場合	卒業まで	
ウ. 他の校区を経由せずに通学する経路がない場合（指定学校が校区外に設置されている場合を除く）	卒業まで	
6 教育的理由		
いじめ、不登校、学校行事の関係 その他の特に教育的配慮を要する場合	卒業までの 必要と認める期間	理由を証する書類 等
7 小規模特認校による入学許可		
六甲山小学校及び藍那小学校に就学を希望する場合 ※小規模特認校による入学の時期は、毎年4月です。 ※入学条件や申請時期・方法等について、通常の指定学校の変更手続とは異なります。詳しくは上記学校へお問い合わせください。	卒業まで	小規模特認校就学 申請書

【よくある質問】

【問1】 住所地の指定学校を調べるにはどうすればよいですか？

【答1】 神戸市ホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp/child/school/area/kouku/>) に校区一覧を掲載しており、町名から指定学校を検索できます。ホームページを見られない方やホームページに詳しく掲載されていない一部の地域について知りたい方は、教育委員会事務局学校経営支援課 (Tel 322-5763) までお問い合わせください。

【問2】 指定学校の変更を希望していますが、最初にどこに相談すればよいですか？

【答2】 指定学校の変更事由に該当し、指定学校の変更を希望する場合、原則として最初に住所地の指定学校にご相談ください。

なお、転居に伴う理由等により、従前の学校への就学を引き続き希望する場合も、従前の学校に相談する際に、あわせて転居先住所の指定学校の承諾も得てください。

【問3】 指定学校の変更は、申し出れば必ず認められるのですか？

【答3】 別表の変更事由に該当する場合、指定学校の変更を申し出ることにはできますが、通学に支障が

ある場合は認められません。また、学校施設の状況により希望校での受け入れができない場合があります。

[問 4] 他の中学校区の小学校への就学（指定学校の変更）が認められている場合において、小学校から中学校に進学する際も指定学校の変更は認められますか？

[答 4] 指定学校の変更により、他の中学校区の小学校への就学が認められている場合でも、中学校に進学する際には、住所地の校区の中学校へ就学していただくことになります。

[問 5] 指定学校以外の特別支援学級に入級する場合とは、具体的にどのようなケースですか？

[答 5] 難聴学級または病弱学級（院内学級）に入級する場合や、学年途中で転校したときに転校先の指定学校に特別支援学級が設置されていない場合は、指定学校以外の設置学校に就学できます。

[問 6] バス等の公共交通機関による通学が認められている地域はどこですか？

[答 6] バス等の公共交通機関による通学については、各学校で地域を限定して認めていますので、指定学校にご確認ください。

[問 7] 自宅から指定学校までの距離が遠い（小学校片道 2 km 以上、中学校片道 3 km 以上、又は公共交通機関の利用が認められている）場合で、同じ中学校区内に指定小学校が 1 校しかない場合は、指定学校の変更はできますか？

[答 7] 上記の場合で、指定小学校よりも他の中学校区の隣接小学校の方が通学の負担が少ない場合は、指定学校の変更を希望することができます。ただし、中学校へ進学する際は、住所地の校区の中学校へ就学していただくことになります[問 4 参照]。

[問 8] 転居に伴い他の校区に移った場合、従前の学校への就学は必ず卒業まで認められますか？

[答 8] 必ずしも卒業まで認められるわけではありません。学校長が個別に事情をよくお聞きして、必要と認める期間を判断します。

[問 9] 指定学校に希望する部活動がない場合、その部活動を行っている他校への就学は認められますか？

[答 9] 部活動の有無を理由とした指定学校の変更は認められません。

[問 10] 指定学校には友人が少ないのですが、友人が多い他校への就学は認められますか？

[答 10] 単に友人が少ないという理由だけでは、指定学校の変更は認められません。

[問 11] 指定学校以外の学校へ就学させたいので、子どもの住民登録を形式的に親類等の家に異動させて、その住所地の指定学校へ就学させることはできますか？

[答 11] 実際に生活していないところに住民登録を行うことは、法令違反です。

各学校では、入学前に児童・生徒の住所を確認しています。住民登録地に生活していないことが判明した場合、実際に生活している住所地の校区に入学していただくことになります。

また、入学後においても、家庭訪問などにより越境入学の事実が判明した場合、実際に生活している住所地の校区の学校へ転校していただくことになります。